

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第21条の規定に基づき、
女性の職業選択に資する情報として、次のとおり東松山市職員の状況を公表します。

①採用した職員に占める女性職員の割合 〈令和6年度〉

区分	男	女	計	女性割合
行政職	13人	14人	27人	51.9%
医療職	9人	25人	34人	73.5%
任期付職員	5人	20人	25人	80.0%
会計年度任用職員	53人	187人	240人	77.9%

※再任用職員を除く

※会計年度任用職員は、令和6年4月在職者(週20時間以上勤務者)の割合・人数

②平均した継続勤務年数の男女の差異 〈令和7年3月31日現在〉

区分	男	女	計
行政職・技能労務職	17.3年	16.9年	17.2年
	392人	172人	564人
医療職	7.7年	11.6年	10.6年
	50人	151人	201人

※任期の定めのない職員に限る

③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間 〈令和6年度〉

年月	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
平均時間外勤務時間	18.04	15.43	16.34	14.02	13.74	14.17	22.43	14.83	13.94	13.30	13.98	15.08

※時間外勤務をした職員の平均時間外勤務時間(管理職、選挙事務を含む)

④・⑤管理的地位・各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 〈令和7年4月1日現在〉

職種	主な職名	男	女	計	女性割合	管理的地位にある女性割合
行政職	部長	12	1	13	7.7%	11.1%
	次長	11	2	13	15.4%	
	課長	49	6	55	10.9%	
	副課長	60	12	72	16.7%	
	主査	66	34	100	34.0%	
	主任	142	87	229	38.0%	
	主事・技師	36	25	61	41.0%	
	主事補・技師補	22	19	41	46.3%	
医療職1 (医師)	病院事業管理者	1	0	1	0.0%	5.9%
	院長	1	0	1	0.0%	
	副院長・医監	2	1	3	33.3%	
	院長補佐	1	0	1	0.0%	
	診療部長	0	0	0	–	
	副部長	2	0	2	0.0%	
	科部長	5	0	5	0.0%	
	医長	4	0	4	0.0%	
医療職2 (医療技師)	医師	3	1	4	25.0%	50.0%
	部長	1	0	1	–	
	副部長	1	0	1	0.0%	
	科長	1	3	4	75.0%	
	副科長	2	3	5	60.0%	
	主査	5	4	9	44.4%	
	主任	11	7	18	38.9%	
医療職3 (看護師・保健師等)	医療技師	8	16	24	66.7%	100.0%
	部長	0	2	2	100.0%	
	副部長	0	1	1	100.0%	
	科長	0	5	5	100.0%	
	副科長	1	5	6	83.3%	
	主査	0	21	21	100.0%	
	主任	0	28	28	100.0%	
技能労務職	看護師・保健師	3	70	73	95.9%	–
	主査	4	0	4	0.0%	
	主任	12	0	12	0.0%	
	自動車運転手・調理員	1	1	2	50.0%	
任期付職員	主事・技師	5	37	42	88.1%	–
	主事補・社会福祉士	0	10	10	100.0%	
合計		472	401	873	45.9%	

※「管理的地位にある職員」は、「課長相当職以上である職員」としています。

⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間 〈令和6年度〉

	新たに取得可能となった職員数	育児休業取得者数	取得率
男	24人	15人	62.5%
女	7人	7人	100.0%
合計	31人	22人	71.0%

	育児休業承認期間						平均取得期間
	6月以下	6月超-1年	1年超-1年6月	1年6月超-2年	2年超-2年6月	2年6月超-	
男	13人	1人	0人	0人	0人	0人	3.4月
女	0人	5人	1人	0人	0人	1人	9.0月
合計	13人	6人	1人	0人	0人	1人	5.5月

⑦男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇取得率、取得日数及び平均取得日数 〈令和6年度〉

区分	取得者数	対象者数	取得率	取得日数	平均取得日数
配偶者出産休暇	20人	24人	83.3%	35.9日	1.5日
育児参加のための休暇	13人		54.2%	54.3日	2.3日
上記いずれかの休暇	20人		83.3%	90.2日	3.8日

参考

各表題部の①～⑦については、女性活躍推進法第19条第3項及び内閣府令第2条に基づき、市が把握する事項に基づくものです。